議案第４４号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和５年（２０２３年）２月２７日提出

宝塚市長　山　﨑　晴　恵

宝塚市は、次のとおり上下水道局の工事請負契約解除に伴う損害を賠償する。

１　賠償の理由

令和３年（２０２１年）１２月３日に、上下水道局が、逆瀬川２丁目地区の浸水対策事業として私道内に雨水排水施設を整備するため、当該私道に係る土地所有者と調整の上、相手方と工事請負契約を締結した。その後、現場施工までの間に当該土地所有者から協力を得ることが難しくなり、工事の実施が困難となったため、当該工事請負契約を解除した。

当該工事請負契約の解除は、発注者である上下水道局の都合によるものと認められるため、相手方に生じた損害を賠償する。

２　賠償の金額

金６，１６８，０００円

３　賠償の相手方

[redacted]

相大建設

代表者　竹　城　相　大